破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１４号
福島県南相馬市原町区西町一丁目92番地
アークウエストＢ201
破産者　只野　　鈴
1　決定年月日　令和８年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第１１７号
長野市大字南長野妻科914番地１
破産者　小野　顕宏
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和６年（フ）第２５４７号
大阪市西区新町１丁目30番９号　201
破産者　ふくこ美容室こと森田のぶ子
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０１号
兵庫県西宮市神明町８番２―915号
破産者　香野健太郎
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３６５号
兵庫県西宮市櫨塚町５番12―305号
破産者　八島　和臣
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５０７号
北九州市若松区東二島３丁目13番45号
破産者　中土井義昭
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５２９号
北九州市門司区谷町２丁目13番４号
破産者　他力　靖一
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７８号
鹿児島市上福元町5781番地　ハイデンス佐藤303号
破産者　鶴田　賢二
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第１８０号
鹿児島市吉野町8911番地14　サンライズ末吉102号
破産者　脇田　　光
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第２８９号
鹿児島市武２丁目44番12号　プロムナード武301号
破産者　上原　香奈
1　決定年月日　令和８年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第５１３号
仙台市太白区松が丘６番14号　アップルハウス松が丘Ｂ棟101、従前の住所仙台市青葉区落合４丁目６番21―302号
破産者　吉田　琴音
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３２号
仙台市太白区東中田６丁目６番59号
破産者　笹渡　貴子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６５１号
宮城県名取市高舘吉田字前沖115番地の１
レオパレスメゾン前沖212号
破産者　遊佐　信哉
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第３１号
福島県郡山市朝日三丁目３番４号　サンフィールズ朝日206号、前住所東京都荒川区東尾久三丁目30番６―401号
破産者　吉本　安伸
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第３１号
茨城県北茨城市関本町福田1871　医療法人誠之会　廣橋病院、住民票上の住所茨城県北茨城市大津町北町442番地の８　アイアンビル302
破産者　鐵　　始
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第７４号
茨城県高萩市大字島名2118番地の４
破産者　白土　光世（旧姓天野）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第８５号
群馬県高崎市下之城町150番地１
破産者　横手　真二
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３６５号
さいたま市見沼区大字東宮下2031番地　大宮東宮下高層５―111
破産者　関根　照枝（旧姓山中）
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４８２号
埼玉県鴻巣市北新宿24番地１
破産者　佐藤　優人
1　決定年月日　令和８年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係